

平成27年度秋田県環境審議会環境保全部会議事録

- 1 日 時 平成28年3月22日(火) 10:00～12:00
- 2 場 所 秋田県議会棟 大会議室
- 3 出席者 (委員) 10名中8名出席
石川委員、金委員、佐藤委員(部会長)、工藤委員、柴田委員、菅原委員、
福井委員、米田委員(代理)
(県)
嵯峨生活環境部次長、菅沼環境管理課長、古井環境管理課政策監、
柴田環境管理課八郎湖環境対策室長、和田温暖化対策課長、
高橋環境整備課長、高田自然保護課長

4 開催結果等

(1) 会議の成立について

委員10名中、8名出席、うち1名代理出席となり、過半数の出席を得ましたので、秋田県環境基本条例第32条第5項において準用する第31条第3項の規定により、会議が成立しました。

(2) 議事録署名委員について

議事録署名委員として、工藤委員、福井委員が指名されました。

(3) 議事等について

①諮問第25号「農用地土壌汚染対策計画の変更について」

水田総合利用課が説明し、質疑応答後、適当であると決定され、その旨を答申することとしました。

③諮問第26号「第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画について」

環境管理課長が説明し、質疑応答後、適当であると決定され、その旨を答申することとしました。

各事項の詳細については、議事録をご覧ください。

////////////////////////////////////

【議事録】

司会

ただいまから秋田県環境審議会環境保全部会を開催いたします。

はじめに、生活環境部次長がご挨拶を申し上げます。

生活環境部次長

(あいさつ)

司会

ありがとうございました。

本日の出席状況ですが、委員10名中、現在8名の参加で過半数のご出席をいただいておりますので、本部会が成立しておりますことをご報告いたします。

ここからは議事に入りますが、議長は秋田県環境基本条例の規定により部会長が務めることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事の進行につきまして皆様のご協力をよろしくお願い致します。

審議に入ります前に、環境審議会運営規程により、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。工藤（くどう）委員、福井（ふくい）委員にお願いします。

なお、議事録作成の都合上、ご発言はお名前を言っていただいてからお願いします。

では、諮問第25号「農用地土壌汚染対策計画の変更について」に関して、県から説明をお願いします。

県

(資料により説明)

議長

どうもありがとうございました。

ただ今の説明に対して、委員の皆様方から何かご質問・ご意見ございませんでしょうか。無いようですので、私から質問します。

対策計画書の6ページの農用地の土壤汚染状況で、第3表の注意書きのところに、1号地域カドミウム濃度が1ppm以上ある玄米が生産されている地域だと記載されていますが、コーデックスの基準ですと0.4ppmと記憶していますが、1ppmと0.4ppmとの関係はどうなっていますか。

県

これまで1ppmだったものが平成22年度に0.4ppmに改正されております。そういうことで、0.4ppm以上の米は市場へ出さないということになっています。

議長

計画書にある、この表示はどうなるのですか。

県

本計画は、基準値改正前の平成18年に策定している関係上、計画策定時の数値を使用しております。そのあとに0.4ppmへ改正されたものであります。

議長

そうですか。その辺の今後の整合性を確認したいのですが。

県

1ppmが0.4ppmに改正されましたので、詳細に調査して、それを超えるところについては対策を検討していくということにしております。

議長

先ほどの説明で水田から樹園地へ変わったため、客土工事から除外していますけれども、例えば果樹等に基準というのはあるのですか。

県

米は基準値がありますが、果樹の基準はありません。本地域ではリンゴが主体となっています。

議長

コーデックスの葉菜類は、0.1ppmですよ。果樹は入っていないのですか。

県

果樹は現在のところ、基準値は設定されておられません。

議長

そうですか。

ほかに皆さん、何かご意見・ご質問ないでしょうか。私の意見ですが、資料読ませていただいて、土壌の説明のところがありますけれども、片柳統や追子野木統などと記載されていますが、私ども土壌学の専門家はこの土壌統という概念は理解していますけれども、一般の人はなかなか理解できないと思います。例えば、土壌の粒度分布等を調べておけば、粘土質や砂質などが、わかると思うのですが、土壌統で記載されると、その辺の判定が非常にわかりづらいのではと思うのですが。

県

計画書では、より詳細な内容がわかるように土壌統で記載しております。

議長

農林水産省では、対策計画書には土壌統で記載することになっていますか。

水田総合利用課

法律上の土壌区分としては、微粒質、細粒質、中粒質、粗粒質に区分されていますが、計画書では、現場の土壌の状況がよりわかりやすいように、土壌統で記載しております。

議長

そのほか皆さん何かないでしょうか。

委員

土壌が汚染されますと、地下水に対して何らかの影響が出てくると思われます。この地区のかんがい用水や地下水は、放流先も含めた河川に対しても水質管理あるいは環境管理が把握されているのかというのが1点目です。

2点目は、土壌中のカドミウムの濃度は減ると思っておりますが、計画書の6ページに記載されている調査地点数は多くて信頼できるデータだと思っておりますが、その他の重金属のヒ素等についてもセットで測られていると思っております。その辺の情報がありましたら教えていただきたいと思っております。

県

1点目のかんがい用水ですが、調査結果からは水質基準には問題の無い結果となっております。地下水につきましては把握しておりません。

2点目の他の重金属の調査ですけれども、カドミウム以外にヒ素、銅、亜鉛についても調べており、生育に障害の有無について確認しております。

県

地下水につきましては、公共用水域等の調査を毎年行っておりまして、この地域だけを集中的に調査するというものではありませんが、全県をローリングさせながらくまなく調査するようなシステムで確認しており、今のところ問題のない数値であります。数値が基準より高いときは、その調査地点の周辺をもう一回調べ、継続調査等をするようにしております。

議長

地下水に関してですが、重金属のカドミウム、鉛等は拡散で移動することがない。要するに重金属は粒子に必ず吸着していますので、pHが急激に下がって重金属が溶け出さない限りは、自然界では浸透しないというデータが出ております。

議長

ほかにございませんか。

ないようでしたら、この諮問第25号「農用地土壌汚染対策計画の変更について」の質疑は終わらせていただいて、この諮問事項の内容については問題ないと思われませんが、ご異議ないということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

特段皆さんから異議がございませんのでご異議がないものと認め、諮問第25号「農用地土壌汚染対策計画の変更について」は適当である旨を知事に答申することにいたします。

どうもありがとうございました。

続きまして、諮問第26号「第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画」に関して、県から説明をお願いします。

県

(資料により説明)

議長

今の説明に対してご質問・ご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員

目標とする循環利用率について、14ページを見ますと参考の数値として火力発電所の話が出ております。重油・原油・石炭、こういったものを大量に輸入し消費しています。こういう中で、平成25年度のグラフを見ますと、燃油関係で27%の輸移入資源製品と示しているわけですが、そもそもこの燃油関係については、循環というのは不可能な資源であると考えられるわけです。全体の4分の1を占める、そもそも循環できないものを分母の中に入れて循環利用率を上げていこうというのは、循環できる資源の利用率がどうなるのかという数値自体を見えにくくするのではないかと考えますがいかがでしょうか。

県

おっしゃるとおりの数値を含んでおります。そのため、県の循環利用率は、全国値15

%に対して10%に達していない現状でもあります。1つの原因は、原油・重油と石油製品には、燃料以外のものも入っているということ、それから石炭もありますが、石炭の焼却灰の循環利用・再利用がコンクリート製品で利用されることで進んでいます。少しでも循環利用できるものはしていくという視点から、そこも含めた形で考えていく必要があると考えております。

委員

能代火力の3号機の話が出ていましたが、循環に向けての様々な取り組みをされるということで、この数値をいれるのは問題ないと思いますが、燃油関係については、循環できないものを分母に入れて、「何%達成しました」と言った場合に、数値がみえにくくなるのではないかなということです。

県

これだけ見るとそのとおりですが、循環利用率を上げるということは、資源の導入量も少なくするという視点です。例えば、この原油・重油についてはほとんど発電で使われおり、発電された電力というのは県外に出て行ってしまう部分ではありますが、長期的な視点で見れば、風力などの再生可能なエネルギーを導入していくと、原油などの使用量が減って循環利用率が上がるという視点もあると考えられます。そういった意味では全体的な循環型社会形成を現す数値になると考えております。

委員

わかりました。

議長

ほかにございませんでしょうか。

委員

バイオマスの利活用の推進が必要であると、第3章の第2節でも強くうたっています。その現状や今後の課題を読みますと、実用化のレベルに達したバイオメタノールの製造・輸出などいくつかあげられています。バイオマスもいろいろあり、具体的な数値や現

状のグラフ、数値的な体系となるデータが示されていませんが、今後の見通しについてもいろいろな課題があると思います。保管や運搬の問題などです。循環型社会形成推進基本計画の中で、結局、課題だけあげてしまうということになってしまうと思います。その辺について、もう少し数値的な話や見込みでも結構ですが、社会情勢等が変わればこれくらいのエネルギーに変えられますといった具体的な計画を掲載されてもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

県

委員のおっしゃるとおりの部分があります。今回、この計画の策定にあたりまして、バイオマスについて関連する各課からヒアリングしましたが、そのような課題が多いということでした。一番の課題として、資源・原料となるものの収集運搬の効率化をいかにして図るかということであります。計画自体では数値を示せませんでした。個別のモニタリング指標として、庁内会議で精査・取捨選択し、決めていきたいと考えております。

実際にバイオマス利用という重要性というのは変わりませんので、35ページからバイオマスの方向性について、書かせていただいております。

委員

まず統計的な話があって、それに技術的なサポートや経済的な話がついてくると思うので、バイオマスの内訳や循環可能な量などのデータの提供をぜひ検討していただきたい。最近他県では、ガスタービンを使用した下水汚泥処理など、いろいろな技術開発もしているようですので、ぜひともその辺も含め取り組んでいただければと思います。

県

バイオマスについては技術もどんどん変わります。庁内会議などで最新の情報を得ながら検討し、必要な情報を皆さんに提供していきたいと考えています。また、下水道汚泥については、県北地域では市町村・県が一体となって、鹿角・大館・能代の下水し尿の処理から出てくる汚泥について一括で処理をし、残渣について有効利用しようという計画を進めております。

議長

ほかにございませんでしょうか。

委員

第3節の廃棄物の処理ですが、46ページに能代産廃の件が少し記載されていますが、能代産廃で十分に処理が進んでいるということでしょうか。

県

能代産廃処理センターについては、循環計画としては、基本的な方向だけを書いております。産廃特措法という法律があり、不適正な処理が行われたフィールドについてどうするかというのですが、現在、産廃特措法の指定を受けて県が対策を行っています。詳細な計画が別にあり、平成24年度に実施計画書の変更を国に認めていただいております。

能代産廃の周辺の3つの地域にある沢で、トリクロロエチレン・VOCが出たことから問題になっていますが、地下水のくみ上げなどを続けてきたところ、トリクロロエチレンや1,4-ジオキサンなど環境基準項目であるVOCについては、だいぶ低下してきており、先が見えてきた感があります。1,4-ジオキサンは平成21年度に新たな環境基準項目となったものであり、ほかのVOCと比べて非常に親水性が高く分離も難しいため、注視して対策を行っています。1,4-ジオキサンを確実に処理するため、今年度と来年度の2年間かけ促進酸化施設という新しい水処理施設を設置することとしております。このような形で能代産廃の対策を進めており、今のところ周辺環境への影響はないという状況です。

議長

ほかにございませんでしょうか。

では私からお聞きますが、23ページで廃棄物が一般家庭の約6割という説明がありましたが、「県内市町村の一般廃棄物の分別収集」の数は、少ないところで5種類となっており、市町村で相当ばらつきがあります。これは、最低何種類の分別が必要などの決まりがあるのでしょうか。

県

何種類以上に分別が必要というのは特に決まっておりません。市町村が自分のところの

ごみ処理施設の状況、人員や体制を勘案しながら、最適に計画を進めることになっております。今回我々が分析したところ、分別数が多い方がごみの排出量なども減ってくる傾向にありますので、分別の見直しを図っていただいております。

議長

ごみの分類問題は、分別すればするほど資源化率・リサイクル率が上がると思います。一方で、非常に煩雑であり難しいところだと思います。

ほかに何かございますか。

委員

この会議で議論すべきかどうかわかりませんが、一般廃棄物排出量は1人当たり0.5から0.6kgです。水の場合だと1人当たり200リットルや300リットルは使います。水資源の再利用や循環について、例えば東京都では、世界的に低い水準とはいえある程度進んでいるといえます。こういうことについては、どういう会議で議論されるのでしょうか。

県

今回は、廃棄物処理計画ということであり、水の資源そのものについては議論の対象にしておりません。水資源につきましては、国交省で法整備がされていて、そちらの方で議論されるものと考えています。

県

平成26年の7月に水循環基本法が施行されており、国の所管が国交省となっております。県では資源エネルギー産業課が所管しております。午後の部で「第2次秋田県環境基本計画の見直し」をご審議いただきますが、水循環について触れておりますので、その際に簡単にご説明させていただきたいと思っております。

議長

はい、どうぞ。

委員

36ページの食品リサイクルの状況で、分別の難しさなどから再生利用実施率が低下してきており、特に家庭で分別が難しいと書かれていたと思います。フードチェーンですと大手が取り組んでおり、実現しやすいのではないかと思います。特に家庭用では浸透しづらいのではないかと考えています。特に秋田は高齢者が多くなっており、一般家庭で購入したものが残ってしまう、また、これからもどんどん残るものが多くなっていくと思います。大手チェーンを含め、小売りの仕方を少し考えれば、一般家庭の廃棄物も減っていくのではないかと思います。例えば、野菜もカットすると残さが出ますがより小さくカットしたものにする、宅配で1週間に必要なものをまとめて届ける、高齢者の家庭では1週間に何回かだけ宅配の惣菜を届けてもらえるなどの助成を設けると、より広まっていくのではないかと思います。婦人会などを含め、家庭と小売りを分けるのではなくて、一緒になった食品ロスへの取り組みをできるのではないかと感じております。

県

食品リサイクルは、特に家庭の部分の難しいところがあるかと思います。この計画を検討する段階において、フードチェーンの対応者からは、賞味期限などの問題をもう少し消費者の皆さんに理解していただき購入していただく必要があるとのことでした。3分の1ルールというのがあるそうで、卸しの段階で賞味期限が3分の1過ぎていけば出さない、小売りの段階ではさらに3分の1を過ぎていけば出さないということがあり、食品ロスの要因となっている。「賞味期限が近くてもおいしく食べられる」ということをもう少し消費者に理解していただけたらというような話もいただいています。

それから、賞味期限と消費期限があり、家庭では気がついたら冷蔵庫の中で賞味期限がはるかに過ぎていくということもよくあると思いますが、消費期限は、食べた健康被害があるかもしれないということで、店で大量に処理してしまうというような状況もあるそうです。こういった状況では、必要なものを必要なだけ買っていただいて、使っていただくということも必要かと思えます。

また、今後、秋田県は相当の高齢化が進みますので、高齢者の方々にきちんと食事をしていただきながら、同時にごみをなくするということを考えていきたいと思えます。

「秋田県食育計画」というものがあり、庁内で食育をどうしていくか、また、健康も踏まえた視点で計画を立てておりますが、今年度、当課の方でも加わらせていただいて、ご

みの視点からも食育というものを考えていきたいと思います。いろいろな方向からやっていきたいなと思っています。

議長

そのほかございませんでしょうか。

委員

48ページの循環利用率について確認したいと思います。目標は13%ということですが、ちなみに2次計画の目標値は何%なのでしょう。

県

循環利用率については、今回初めて目標値として導入しました。

委員

2次計画と比較して、継続して設定されている目標というのはあるのでしょうか。

県

2次計画と同じということであれば、「廃棄物の排出量」や「最終処分量」ということになります。

委員

50ページに排出量の目標値が書かれていますが、「平成32年度で226万トンを目指す」と記載されています。経済指標から類推すると226万8,000トンになるのですが、これは「8,000トンを減らす」という目標ということでしょうか。

県

今の国の指針などを参考に「226万トンを目指す」ということです。このままでいくと32年度に226万8,000トンになり、先ほどお話ししましたように、東京オリンピックの開催や経済も上向いてくるだろうというトレンドを考えると、かなり厳しい数値と考えております。

委員

わかりました。「なお書」が多く使用されていますが、非常に消極的に見えます。8,000トンという数字が大きいか小さいかはわかりません。もしかすれば専門家から見ると8,000トンというのは大きい数値かもしれないですが、数字が低いと簡単に達成できる目標だと読めてしまう、そういう表現に見えます。次の最終処分も「なお書」で目標が書いてあります。誤解とまではいかないですが、県民からは消極的ととられるのではないかという気がしました。

県

おっしゃるとおりだと思います。いわゆる情報提供的に「なお書」で書いておりましたが、誤解を招くことのないように修正したいと思います。

議長

よろしいでしょうか。

どこかに書いてあったと思いますが、秋田県の最大の課題は、少子高齢化に人口の急減、いわゆる人口密度が減少し人口が希薄に分布していることでいろいろな問題が出てくるわけです。これからどうやってその問題を解決していくか。解決には非常にエネルギーが必要になってきます。それについて大局的なお考えなどがありましたらお聞かせ願います。

県

市町村のごみ処理事業については、ある程度、広域化を図る必要があるだろうと考えています。ただ、どこまで広域化するか、極端な例をあげますと、秋田県に1つだけ大きな焼却炉を造って全県からごみを集約するという観点もあります。しかし、これは非常に非効率と考えられます。今のところシミュレーションでは、全県で9地域程度に処理施設があるほうが良いという試算もありますので、広域化してまとめていきたいと思っています。

今後さらに進む人口減少への対応について、検討すべき課題はまだまだあると考えていますが、秋田県の現況は全地域でごみを収集するという事になっております。一方で離れた集落にポツポツと人が住むようになった場合に、どのように効率的なことができるのか、今後の研究課題ではないかと考えております。

議長

秋田でもいろいろな問題がありますが、人口減をどうやって止めるかというのは、いろいろなところで影響してくると思いますのでお聞きした次第です。

それでは、ほかに特にないようでしたら、これで諮問第26号「第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画」についての議事は終わらせていただきたいと思います。この諮問事項の内容については特に問題ないと思いますが、ご異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それではご異議ないものと認め、諮問第26号「第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画」については適当である旨を知事に答申することにいたします。

どうもありがとうございました。

これで今日の審議を終えたわけですが、そのほかに何かご意見等があれば、せつかくの機会ですので何かございませんでしょうか。

なければ私から。今日、森林組合の方がいらしておりますが、最近、白神山地でニホンジカが増えている・発見されたというニュースがありましたが、その辺は森林組合の方で何かご存じでしょうか。白神山地で何か情報があったら教えていただきたいと思います。

委員

先週、環境審議会自然保護部会の鳥獣保護の会議ありまして、白神山地でもイノシシやニホンジカが入り込んできてだいぶ増えてきているということです。他県の状況をみると、初期対応をきちんとしないと爆発的に増えるという話でした。

鳥獣そのものに対してどうするかというのは、管理計画を立てるといったことのようにです。シカもイノシシも基本的には狩猟獣ですので、狩猟期であれば獲ってもいいという状況があります。有害駆除が必要な危険な個体が出た場合は、駆除等について管理計画で定められなければいけないということのようにです。

森林組合としてというよりは猟友会の方になりますが、非常に増える予測なので、できる限り初期対応をしていきたいということです。岩手県では年間シカでも1万頭ぐらい駆除

していると聞きますし、イノシシについてはかなり凶暴で危ないということですが、猟友会の皆さんもかなり高齢化しているため、人材育成もやっていかないといけないという話でした。

議長

どうもありがとうございました。循環型社会と必ずしも直接は関連しませんが、秋田は緑と自然に恵まれているという一方で、今まで想定しなかった鳥獣被害が拡大する懸念もあるという新聞報道あったものですからお聞きした次第です。

そのほか皆さん、ないでしょうか。

ないようでしたら、少し早いですが、事務局の方に進行をお返ししたいと思います。

司会

佐藤部会長ありがとうございました。ここから先は事務局で進行いたします。

そのほかご意見、ご質問はありませんか。

ほかにないようですので、以上を持ちまして秋田県環境審議会環境保全部会を終了します。

委員の皆様、ご審議ありがとうございました。

昼食を挟みまして、13時30分より環境審議会の全体会をこの会場で開催いたしますので、時間までにお集まりくださるようお願いいたします。